特別地域（特別保護地区）内行為着手済届出書

　自然公園法第20条（第21条）第６項の規定により　　　　　国定公園の特別地域（特別保護地区、湖沼、湿原、物）が指定（拡張）された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

　　　　年　　　月　　　日

　　　　　届出者の氏名及び住所

法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名

　滋賀県知事

（備考）

記入事項及び添付図面についてはそれぞれの行為につき、自然公園法第20条（第21条）に準ずること。

ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定日」のうち「着手」欄は必要としない。